

宮崎海岸侵食対策検討委員会 第1回効果検証分科会

平成24年7月22日(日) 13:00~15:00

分科会長選任

効果検証分科会委員の互選により、須田委員が分科会長として選任された。

I. 付託事項の確認

事務局：(資料1-I(第11回宮崎海岸侵食対策検討委員会 資料11-Vを使用)を説明)

事務局：午前中の委員会で、資料11-V p.10、11の「景観に違和感が生じる」という表現は評価項目として違うのではないか(「構造物を造って違和感が生じるのは当たり前である」「違和感は主観的なものである」という御指摘をいただき、委員の「調和」という言葉や「景観を阻害しない」といった言葉を使ってはどうかという意見を踏まえ、事務局でも検討してみたが、「周辺の景観の調和性が阻害されている」といった形で修正させていただければと考えているが、この表現ではどうか。

委員：先ほどの委員の御指摘は、なるべく主観の入らない表現が良いのではないかとのことだったが、「調和性」も主観が入る表現であるため、「視点場からの宮崎海岸の景観要素を阻害する」等ではどうか。大事な風景を眺められる場所のことを視点場というが、視点場から見たときに、突堤が目立ちすぎているなど、そういうところで阻害していると評価する。できる限り客観的な文言にするため、「調和性」は使わない方が良いと考える。

事務局：文言については、午前中に意見をいただいた委員とも再度確認して修正し、それをもって了承とさせていただきたい。

事務局：午前中に意見のあった、「市民参加の調査について効果検証分科会でも議論していただきたい」「宮崎海岸以外の海岸との比較についても考えていただきたい」「利用者を増やすことと、動植物保全のバランスについても考えていただきたい」という3点については、付託にあたり想定しておくべき現象として項目を増やしたり、修正したりするのではなく、全体的な話として考慮していくものだと考えている。

Ⅱ. 効果検証に向けての確認

事務局：(資料1-Ⅱ(第11回宮崎海岸侵食対策検討委員会 資料11-Ⅳを使用)を説明)

委員：(特になし)

Ⅲ. 検討事項

(1)効果検証の手順

事務局：(資料1-Ⅲp.1を説明)

委員：(特になし)

(2)侵食対策の計画諸元の変更につながる可能性がある現象の抽出及び

その現象を具体的に確認していくための指標の設定

事務局：(資料1-Ⅲp.2～p.6により説明)

委員：確認だが、資料1-Ⅲ p.3 に水深 T.P.-10～-12m というキーワードが出てくるが、この意味(水深 T.P.-10～-12m より浅い所で砂が移動)についてはすべての効果検証分科会委員に理解していただいているのか。

事務局：理解していただいていると考えているが、新任の委員の方もいるので、必要に応じて改めて説明したい。

委員：資料1-Ⅲ p.3 の「水深 T.P.-10～-12m より深い場所の地形変化」の指標の整理単位は、測量の計測精度、有効数字の観点から cm 単位ではなく m 単位(0.1m 単位)が妥当と考えられる。その他に流速も cm 単位としているが、一般の利用者のわかりやすさ、感覚的な面からも cm/s(秒)ではなく m/s(秒)が適切であり、データを判断する上でも、間違いが少なくなると考えられる。

事務局：小さい変動で押さえておきたいという考えで cm としていたが、御指摘のとおり当該測量の計測精度は 10cm 程度のずれがあることから、整理単位を見直す。また、他の指標の整理単位についても精度、有効数字の観点から適宜見直す。

委員：資料1-Ⅲ p.4 養浜の計画変更の可能性がある諸元に投入時期も入れた方が良いのではないか。例えば、アカウミガメやコアジサシ等の希少種に対しては投入時期が重要になる。そもそもそれらに配慮した投入時期となっている

ると考えるが、現資料から抜けているため、項目として挙げておいた方が良いと考える。

事務局：御指摘のとおり、養浜の投入時期については、アカウミガメの産卵、コアジサシの営巣の時期、またサーフィン等の利用者に配慮し実施している。そういったことに配慮しながら今後も養浜を実施していくが、安全のための緊急的な養浜をどうしても夏場（アカウミガメの産卵等の時期）に実施しなければならないことも想定されるため、養浜の投入時期の項目を諸元に追加する。

委員：午前中の第11回委員会でも意見のあった、海浜利用と動植物(希少種)保全のゾーニングを項目として入れておいた方が良いと考えられる。

事務局：工事の結果というより、砂浜が回復した結果起こるであろう現象なので、どう分析していくかというのは難しいが、御指摘を踏まえて項目化を検討する。

委員：資料1-III p.5で、突堤の景観に関しては、被覆材と施工中の配慮のみが変更諸元となっていることになっているのは違和感がある。長さ、高さ、幅、位置によっても景観の印象は変わってくる。漂砂制御機能等の観点から突堤等の諸元が決まっていることは理解しているが、例えば、景観的に位置を変えた方が良くなくなったときに、どのように対応するのか。対応しないのであれば景観に対する変更諸元とならないが、変更の可能性を教えてください。

事務局：長さ、高さは、漂砂制御機能に依存するところが多い。位置は、侵食対策の効果の面から決まっているものであるが、1mmも動かさないというわけではない。数m移動させることによる景観の観点からのメリットと、工学的な(機能の面)デメリットの両方を考慮して変更する余地はあると考えている。また、幅についても広げることは安全側に働くため、変更の余地はあることから、景観に対する変更諸元について見直したい。

委員：確かに位置は1mmも動かしてはいけないというものではないが、景観の観点で位置が変更になるということと、求める漂砂制御機能を達成するために位置を動かすことは、意味がまったく違っている。程度の問題なのかもしれないが、同じ「位置を変更する」と表現することは疑問に感じる。突堤の位置のように工学的に決まったものについては、漂砂制御機能を損なってまで変更するものではないのではないかと考えられる。

事務局：そもそも背後地の安全を守る事業であるため、御指摘のように安全性を下げない範囲であれば、景観に配慮する進め方を現時点から否定するものではないという考えである。

委員：一義的に定まった目標を妨げない範囲での調整は可能であると考えられる。

委員：資料1-Ⅲ p.5の「景観に違和感が生じる」の指標で、被覆材の色、材質、形状、寸法とあるが、形状と寸法に関しては基本的には技術分科会で(安全性、安定性等の観点から)決まっている。これら、技術分科会で決まっていることは、景観の観点からの評価の対象にはならないということで良いか。

事務局：被覆材についても、安全性、安定性等で決まった機能を満たさなくなるような変更はできないと考えている。ただ、できるだけ費用をかけないというのも公共事業の観点から重要であるが、例えば、景観の観点、あるいは利用の観点から、費用をかけることで、景観面の機能や利用の安全性が高まるようなことについては、まだ変更の検討の余地があると考えている。安全性、安定性等の機能を確保した上での更なる工夫については、ステップアップサイクルで引き続き検討していきたい。

委員：機能的に必ず担保しなければいけないところと、泳ぎ代があるところで、色分けして(諸元を変更する可能性があるかどうかの)印をつけてはどうか。

委員：アカウミガメとコアジサシについては、今年はもうすぐシーズンオフでいなくなるが、調査は行わないのか。今年行わない場合は来年調査を実施するのか。

事務局：アカウミガメの調査は、今月実施している。コアジサシについては、昨年度までは実施していたが、今年度は調査項目から落としているところである。

委員：侵食対策計画を立案する上で、なるべくコンクリートを使わず、構造物をできるだけ表に出さない形で対策を取ってもらいたいという市民からの意見を踏まえた方針が大前提としてあった。そういう方針の中で技術的検討を行い、その結果として出てきたのが「宮崎海岸の侵食対策」である。これまで景観についてはこの委員会でも市民談義所でも、ほとんど議論していない。景観については専門家ではないのでわからないが、資料1-Ⅲ p.6で「景観に関

して市民からの要望、苦情が出る」ということが評価の指標に挙がっていて、これにより諸元を変更する可能性があるのであれば、物理的な指標で測れるものではなさそうなので、評価に入る前のなるべく早い段階で、市民談義所等に事業主体としての景観についての考え方を示すべきではないか。

事務局：市民談義所ではこれまで植石ブロックの話題を出したり、イメージパースを見せたりしたことがある程度で、景観の議論を特段してこなかったという状況である。今回、効果検証分科会の中で景観の議論をするということで、景観検討についてトライアングルから市民が抜け落ちてしまわないためにも、来月あたりに、今回の委員会、分科会の報告も踏まえ、市民談義所もしくは実際に現地で、市民の方々と引き続き議論していきたいと考えている。

委員：市民連携コーディネータとしても、市民談義所で景観について議論していただくことを考えたい。

事務局：本日欠席の委員に事前に委員会、分科会の内容を説明し、御意見をいただいたため紹介する。1点目は、一ツ瀬川の導流堤北側の土砂の動きにも注視しながら、その土砂を宮崎海岸に養浜することにも取り組んでいただきたい。2点目は、効果検証をしていくことは当然必要だが、同時に、将来的には河川からの流入土砂を増やすことが絶対に必要なので、この点も十分に考えていただきたいという2点について御意見をいただいた。

委員：それらについても、効果検証分科会で扱っていきたい。

委員：漁業への影響はどのようなところに現れるのか。どう整理しているのか。

事務局：漁業者からは、突堤の長さが漁業に与える影響が過分に大きいとの意見をいただいております、資料1-III p.5に、操船への影響が見過ごせるか見過ごせないかという観点を記載している。その他に、突堤、養浜による魚介類等への効果、影響の観点から、魚介類、付着生物の出現状況等の調査について記載している。

委員：ここに記載されている魚介類等は環境アセスメント的な観点であり、漁業的な意味合いではないと感じられる。市民に対して景観という面ではアピールしていると感じるが、漁業者は、市民談義所を通じてこの内容について納得しているのか。

委員：漁業者の市民談義所への参加が少なく、まとまった形で漁業者が市民談義所で意見を表明されるというのはできていない状況である。

委員：今回の資料中に、水産あるいは漁業面への対応があまり見えてこないということではないか。

事務局：漁業者は海で生計を立てていることもあり、見過ごせない観点だと重々承知している。漁業者との情報交換の中で、一番気になっているところは突堤の長さであるため、そこは我々としても重点的に見ていこうと考えている。その他の観点についても、実際に施工していく中で助言なり要望が出てくるかと思うが、その際には適宜対応していこうと考えている。

委員：漁業については、具体的には突堤の長さの観点が示されているが、それ以外の観点についても検討し、対応してもらいたい。

(3)設定した指標を把握するための調査方法(項目・手法・範囲・頻度・時期)

事務局：(資料1-Ⅲp.7～p.24により説明)

委員：調査方法についてはこれで良いと考える。指標の評価基準は次回分科会までに詰めて提示されると考えていて良いか。

事務局：事務局で案を作成し、相談したいと考えている。

委員：資料1-Ⅲ p.24 の目視点検の結果については、緊急度が高いということもあり、効果検証分科会での検討を抜きにして、現場の判断で対策を行えるということが基本的に含まれているという理解でよいか。

事務局：計画変更に繋がる事項については委員会・技術分科会・効果検証分科会に諮りながら検討するが、緊急的に必要な場合には応急対策を事務所判断で行うことがある。

(4)「宮崎海岸の侵食対策」の効果検証のための調査実施計画(案)

事務局：(資料1-Ⅲp.25～p.26により説明)

委員：基本的には異論はないが、一ツ瀬川の右岸は、浜幅が増えており、コアジサシの営巣に対してプラスに働いているのではないか。(悪影響が出ないか確認する調査だけでなく)こういった好影響が出ているところについても余裕があれば調査を継続し、対策の効果が示せれば良いのではないか。

事務局：コアジサシ、アカウミガメについては、他にも専門に調査している団体も存在しており、情報交換により効率的に調査を行っている。コアジサシについては、今後全く調査しないということではなく、引き続き、専門で調査している団体と情報交換をしながら、我々が行う工事等の影響が出てきたり、委員の御指摘の観点から調査を行った方が良いということであれば、積極的に取り組んでいきたい。

委員：調査実施計画のうち、市民に協力していただく調査の項目、内容等を効果検証分科会で議論する必要があるが、どう考えているのか。

事務局：例えば、調査の一部を肩代わりしてもらおうというわけではなく、行政と市民と一緒に調査を実施していきたいと考えている。専門の機材などを使用する調査はコンサルタントでないとできないこともある。一方で、例えば、定点でカメラ撮影を行い記録すること、棒などの目印により砂の積もり具合を見るといったことなど、技術的には難しくないが、根気が必要であり重要な作業について、市民に協力してもらえないのではないかと考えている。また、日常的に海を見ている方からの数値化できない情報についても、場を整備しておけば情報が入ってくると思うので、そういう観点からも市民談義所等を開催し対応していきたいと考えている。

委員の皆様から、調査における市民との連携について御意見があれば、是非御教示いただきたい。

委員：すべてについて、行政、専門家サイドで効果検証を実施していくのではなくて、市民の方の関心を高めるという意味でも、市民レベルでの様々な視点での参画というのは非常に重要である。今後具体的な内容について検討していく必要があると考えている。

委員：効果検証分科会としては、説明のあった「宮崎海岸の侵食対策」の効果検証のための調査実施計画（案）については了承されたということで、進めていただきたい。

事務局：短い時間の中で細かいところの御助言までは難しかったのではないかと考えている。後日でもお気づきの点があれば事務局に御連絡いただきたい。その御助言も踏まえて、今後効果影響の検証をきちんと行うため、指標を把握する調査の充実を図っていきたい。

以上

(注)「委員」の発言には、オブザーバーの発言も含む

宮崎海岸侵食対策検討委員会 第2回効果検証分科会 議事概要
平成25年8月12日(月) 13:00~15:00

I. これまでの検討結果の振り返り

事務局：(資料2-Iを説明)

委員：(特になし)

II. 報告事項

事務局：(資料2-II(1)、(2)、(3)を説明)

オブザーバー：コーディネータの役割は、宮崎海岸トライアングルの中で、事業者、専門家、市民をつなぎ、事業者がこの分科会に市民談義所の内容を正しく伝えているかを確認することである。

市民談義所の内容については、事務局から報告があったとおりである。効果検証分科会にかかわる事項としては、侵食対策の計画の下、これから工事が本格的に始まっていくが、その効果に疑問を持っている市民も多いことが挙げられる。また、対策の効果をどのような手法及びプロセスで検討していくかについての質問も出されている。このことから、効果検証分科会に対する市民の関心は非常に高いと考える。

また、海岸侵食の進行に対する地元住民の危機感は非常に強く、対策の効果を早く出して欲しいという意見が毎回のように出されている。一方、対策の実施に当たっては、自然環境の保全にも配慮して欲しいという意見も出されている。

工事が本格的に動き始める段階に入ったということを踏まえると、効果検証分科会と市民談義所間のコミュニケーションの強化が必要であると考える。

委員：効果検証分科会に対する市民の関心は高い。効果検証分科会としても、市民に向けた情報発信が今後とも必要であると考えます。

Ⅲ. 検討事項

(1) 「宮崎海岸の侵食対策」の効果検証の手法

事務局：(資料2-Ⅲ(1)を説明)

(2)平成24年度の調査結果を踏まえた効果検証

事務局：(資料2-Ⅲ(2)を説明)

①『評価票』の構成及び記載内容について

委員：効果検証分科会の検討結果のまとめとして、『評価票』(資料2-Ⅲ(2) p 32、33)を次回の委員会に提示することになるのか。

事務局：効果検証分科会のまとめとして次回委員会に提示する予定である。

委員：これだけ様々なデータを整理して最後に浮かび上がったまとめが『評価票』であると理解している。非常に正しい見解だと考えており、この内容を市民談義所等で市民にわかりやすく説明する必要があると考える。

記載内容についての意見だが、この『評価票』の「評価」の欄にある「条件付き事業継続」の「条件」の意味が良くわからない。宮崎海岸の年間侵食量20万m³に対し、実施した養浜が7.8万m³であることから、収支としてはマイナスであり、このままでは侵食は止められない状況にある。このため、毎年20万m³の養浜が実施可能かどうかをコストも含めて検討した上で、養浜事業を継続した場合に実際に侵食を防げるのか判断することになる。養浜事業は確かに必要であり、行わなければ大変なことになるが、現在の養浜量では不十分であるということ考えた場合、コストをかけて養浜量を増やせば良いのか、別の対策を行わなければ解決できないのか、あるいは収支としてマイナスであるという評価をするだけで良いのか、効果検証分科会としてどこまで踏み込んで評価すべきか良くわからない。

事務局：最後の「評価」の欄は、「事業継続」、「条件付き事業継続」、「事業継続保留」の3つのカテゴリーに分類しているが、御指摘にあったように、対策のコスト、対策による効果・影響、対策の改善の方向性に関するコメント等、最終的な「評価」に至る過程がわかるような記述が必要と考えている。

効果検証分科会は、委員会が出す最終的な評価結果を受けて必要となる具体的な対策の検討は行わない。これについては、委員会が必要に応じて招聘する技術分科会が対応する。効果検証分科会としては、対策の効果・影響を検証するとともに、必要な対策、効率的な対策等の方向性について

『評価票』の「今後の事業の方向性」として整理し、委員会へ報告することを考えている。

委員：「養浜」の『評価票』（資料 2-Ⅲ(2) p 33）の「事業実施による効果・影響」の「効果」のうち、「利用」の欄には、「住吉海岸等では沖の海底地形が浅くなり、サーフィンがしやすくなったという意見もある」、「沖側で浅くなっている状況が確認できる」と記載されているが、この表現では利用に関係があるのかわからない。利用に対する事業効果を記載するのであれば、漁業利用の程度、釣人の人数、サーフィン利用の人数、さらにはそれらの増減等、事業と利用の関係が想定される事項の事実を記載すると理解しやすいのではないか。

また、「環境」の欄には「昆虫類等の生物量が増加している可能性もある」と記載されているが、『評価票』に可能性を記載することは適切ではないと考える。

『評価票』には事実に基づく内容のみを記載して、その内容は、平易で誰もが理解しやすい表現であることが望ましい。

事務局：『評価票』には、事実を記載することが重要であることを認識した。データに基づいた科学的な議論ができるように、『評価票』に記載するルールも含めて検討・修正する。

委員：効果検証全体については、指標の洗い出しから分析、評価までいくつかのステップがあり、手順を踏んで効果検証がなされていることは、非常に良いと考える。ただし、最終的な『評価票』（資料 2-Ⅲ(2) p 33）に行き着く寸前の飛躍が非常に大きい。

例えば、「地形測量の解析結果においても沖側で浅くなっている状況が確認できる」という記載の根拠となるデータが参考資料のどこに記載されているか『評価票』に明記されていれば、納得するなり、質問するなりができる。精緻に行っている一連の検討を生かさなければもったいない。

効果検証分科会の検討結果として 25 ページ以降のチェックリスト及び評価結果のみが委員会に報告されることを考えると、この『評価票』の根拠となるデータを辿れる工夫がなされていなければ、今後、同様の質問が多く出てくるのではないかと考える。

委員：『評価票』は、カルテという言葉で示されたように、主治医が替わっても誰であっても同じ考え方で作成できることが必要であると考えているが、この『評

『評価票』では言葉が足りない部分や伝わりづらい部分があると考える。

以上を踏まえ、『評価票』の各記載について、根拠となる箇所が参照できるようなリファレンスを明記することが必要と考える。

効果検証分科会としては、この評価内容で了承と考えるが、市民が理解しやすいという視点で、もう少し検討・工夫を行ってほしい。

委員：『評価票』の内容は本日決定するのか。それとももう一度集まって議論することが可能なのか。

事務局：評価結果については本日御了承いただきたいと考えている。ただし、『評価票』の項目及び記載内容については修正し、委員会開催までに、個別に相談したい。

委員：『評価票』の「新たな課題」について、「新たな課題」ではなく、「課題」とするほうが良い。例えば、今日の資料では「新たな課題：特になし」と記載されているが、「課題：～といった課題が明らかになってきた」というように、従来からの課題について記載し、それに対して今後どう進めていくのか表明すれば良いのではないかと。

また、「全体事業に対する進捗」とあるが、「数%の実施率である」というのが進捗であり、「年間侵食量」が課題であると考え。この課題に対して「今後の事業の方向性」を記載していくことが必要である。

このように考えると『評価票』に記載されている「今後も継続的に養浜を進めていくことが必要である」だけでは、20万m³に対して7.8万m³を継続しても収支がマイナスであることは解消されないため、記載として不足している。収支がマイナスとなることへの対応として、養浜量を増やすことや別の対策を行うなど、委員会に対して進言することを「今後の事業の方向性」に記載すべきではないかと。

欠席の委員：指標間の分析のときには食物連鎖に基づいた相関分析が効果的であると思われる。

②市民連携プロセスと効果検証のかかわりについて

オブザーバー：環境、利用について、対策の効果を評価していくのであれば、対策そのものの評価だけではなく、事業の情報がどのように住民や地域に提供されているか、また、市民談義所でどういう議論が行われているかといったプロセスも評価の要素であると考え。

事務局：対策に関する情報提供や市民との談義のプロセスが評価の要素として重要であることは認識しているが、効果検証分科会の結論は事業に直結するような形で取りまとめたいと考えている。なお、環境、利用面については調査計画（資料2-II(2)p1）の中に市民談義所、よろず相談所等を位置付けており、各対策（養浜、突堤、埋設護岸）の評価の中には、これらの評価も取り込んでいることから、環境、利用に関しても市民意見を十分に反映できていると考える。

オブザーバー：平成24年度の調査結果を踏まえた効果検証は、科学的な調査であり、データも定量的である。科学的な評価は重要であるが、砂浜の変化を市民がどのように感じているかということに対する評価も重要であると考ええる。

事務局：今回の効果検証分科会は、委員会からの付託を受けて「宮崎海岸の侵食対策」の効果検証の手法そのものを検討することが中心であり、評価対象となる対策もこれまで実施してきて現状で特段問題となっていない養浜のみであることから、効果検証分科会と委員会の中に市民談義所の開催を予定していなかったが、来年度以降は、効果検証分科会の開催後に市民談義所を開催し、その後に委員会を開催する手順である。この手順により、砂浜の変化に対する市民の実感等定性的な事項についても、委員会としての最終的な評価結果に適切に反映されていくと考える。

委員：そのためにも、効果検証分科会としての専門的・科学的な評価結果については、市民談義所を通じて、市民目線の実感として伝わるような説明、工夫が必要である。

オブザーバー：評価の視点の中に利用と景観、市民意見の部分が入っているという事は理解した。最終的な効果検証を反映させる『評価票』としては、「計画検討の前提条件」「養浜（機能①）」「突堤（機能②）」「埋設護岸（機能③）」の4つになるが、市民に対する情報提供や市民との対話をどのように実施しているかというプロセスの評価票を1枚追加することも考えられる。

オブザーバー：プロセスの部分については、効果検証分科会で作成された『評価票』に市民談義所での意見が新たに書き加えられて、委員会に報告される手順という事で良いか。

事務局：効果検証分科会で作成された『評価票』に市民談義所での意見を新たに書き加えて委員会に報告することは考えていない。

オブザーバー：市民談義所の意見をどのように『評価票』に反映させていくかについても考えておいた方が良い。市民談義所での意見については、別紙でも良いのでとりまとめると良い。

事務局：御指摘を踏まえ、市民談義所の意見を別紙としてとりまとめ、効果検証分科会の評価（案）と併せて委員会に報告することとしたい。委員会は効果検証分科会から報告された『評価票』を検討する際に、別紙の市民談義所の意見も参考にして検討を行い、必要に応じて委員会が『評価票』を修正することで市民意見が反映されるプロセスとしたい。

委員：効果検証分科会の役割とは一体何かということ、もう一度立ち戻って考える必要がある。

宮崎海岸の侵食対策事業の効果が発現しているかどうかを判断することがこの効果検証分科会の役割であり、そのためには客観的な指標による評価が本筋であると考え。

一方で、『評価票』の項目には、定量的な分析結果と定性的な分析結果が混在して記載されているため、理解しがたくなっているのではないかと。

『評価票』を作成する際には、計画変更現象チェックリスト（資料 2-III(2) p 25、26、30）を用い、測量、海象・漂砂、環境、利用、目視点検の大きなカテゴリで調査項目を分類し、定量的な記載欄、定性的な記載欄を明瞭に分けると良いと考える。例えば、今の『評価票』の項目には、防護、環境、利用の分類が用いられているが、定量的な分析結果と定性的な分析結果が混在しているため、『評価票』としてよくわからなくなっている。

また、市民談義所に『評価票』を提示する際には、定量的な分析と定性的な分析を明示し、効果検証分科会では定量的な分析に基づいて評価し、事業継続と判断しているといった説明が良いと考える。このように説明すれば、市民が定量的な調査を独自に行っていて、その結果が効果検証分科会の結果と異なるという場合に、定量的な分析結果を技術的に説明できる。そして、市民談義所において出される定性的な意見については、市民談義所の市民意見として別紙で整理して委員会に報告すると良い。

③討議結果のまとめ

委員：本分科会の協議結果をまとめる。『評価票』の項目及び記載の判断に至った過程の表現に工夫が必要であることについて御指摘をいただいた。また、市民の意見等が効果検証にどのように反映されているかの表現がわかりづらいと御指摘をいただいた。

これらの御指摘については、事務局で再度検討をお願いしたい。

本日の分科会では、昨年度までの調査結果を用いて「対策検討の前提条件」、「養浜」について議論した。その結果、「対策検討の前提条件」については「継続使用」の評価（案）とすることを効果検証分科会として了承する。

また、「養浜」については「条件付き」の「条件」の部分を再整理するという前提で、「条件付き事業継続」の評価（案）とすることを効果検証分科会として了承する。

(3)平成 25 年度後期以降の調査実施計画(案)

事務局：(資料 2-Ⅲ(3)を説明)

委員：(特になし)

委員：事務局から説明があった内容で了承とする。

以上